参考資料 1

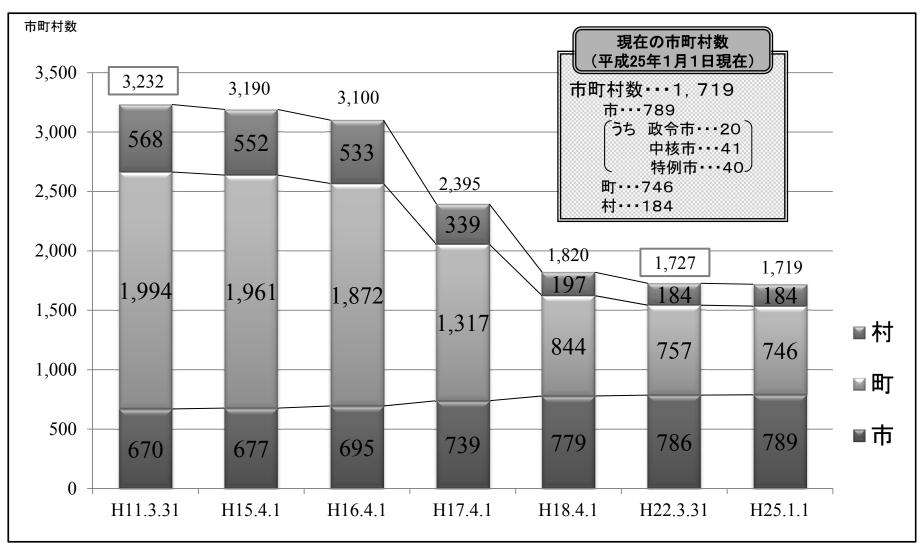
市町村の現況について

市町村制度の沿革

	市町村制度	(参考)都道府県制度
1871 (明 4)	戸籍法制定 ・全国に区を設置(その後、大区、小区に分かれる)	
1878(明 11)	▼ 郡区町村編制法制定 ・大区、小区を廃し、府県の下に郡区町村を設置	
1889(明 22)	市制町村制施行 ・市町村の区域は従来の区域を引き継ぐ ・市制は人口 2 万 5000 以上の市街地に施行 ・町村制は市制を施行する地を除きすべての町村に施行 (施行に先立ち、約 300~500 戸を標準規模として町村合併を推進)	
1890(明 23) 1911(明 44)	市制・町村制施行	府県制施行
1947(昭 22)	<u>地方自治法施行</u>	
1999(平11)	分権 一括法による改正	
	・地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う・市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理	・都道府県は、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務を処理

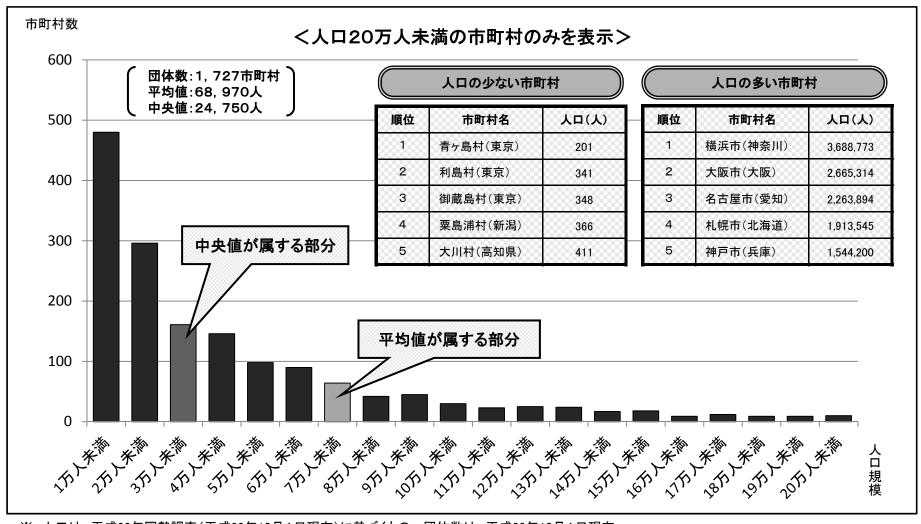
市町村数の推移

〇 平成16年度・17年度に進んだ合併により市町村数が減少。



人口規模別市町村数

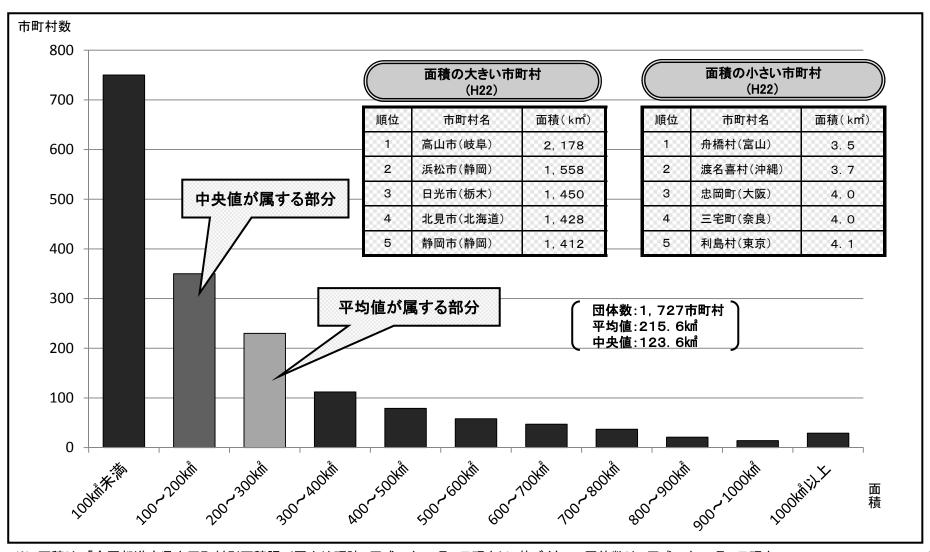
- 〇 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。



- ※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。
- ※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

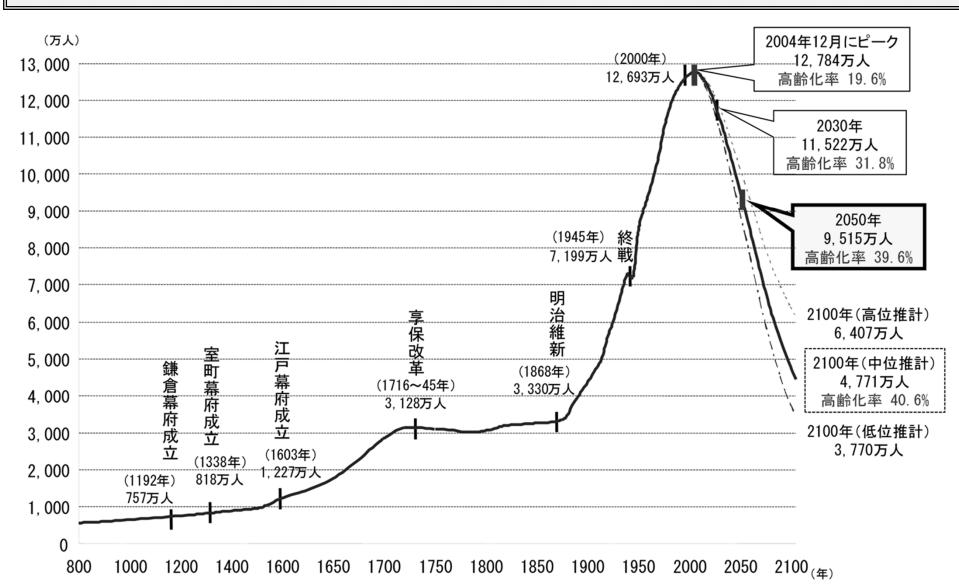
面積による分布状況

○ 2,000kmを超える市町村がある一方で、100km未満の市町村が4割超を占める。



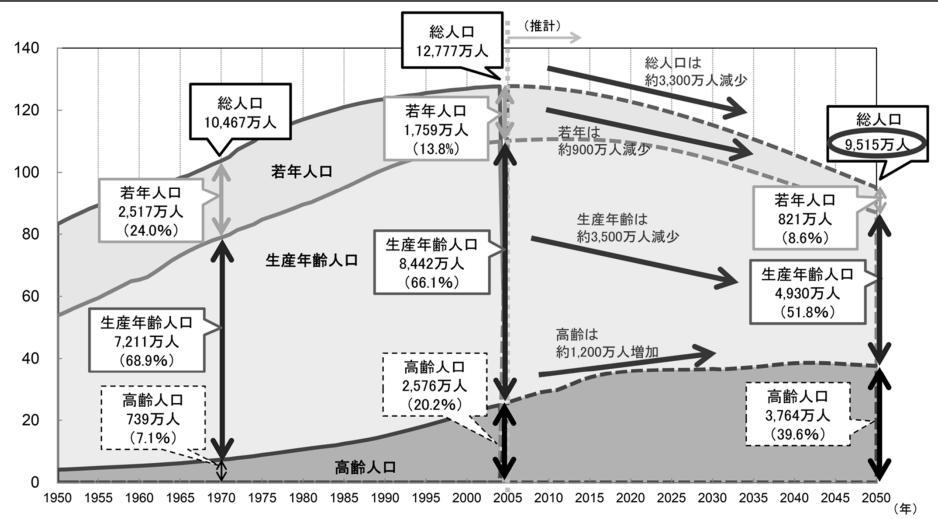
我が国における総人口の長期的推移

〇 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



我が国における総人口の推移(年齢3区分別)

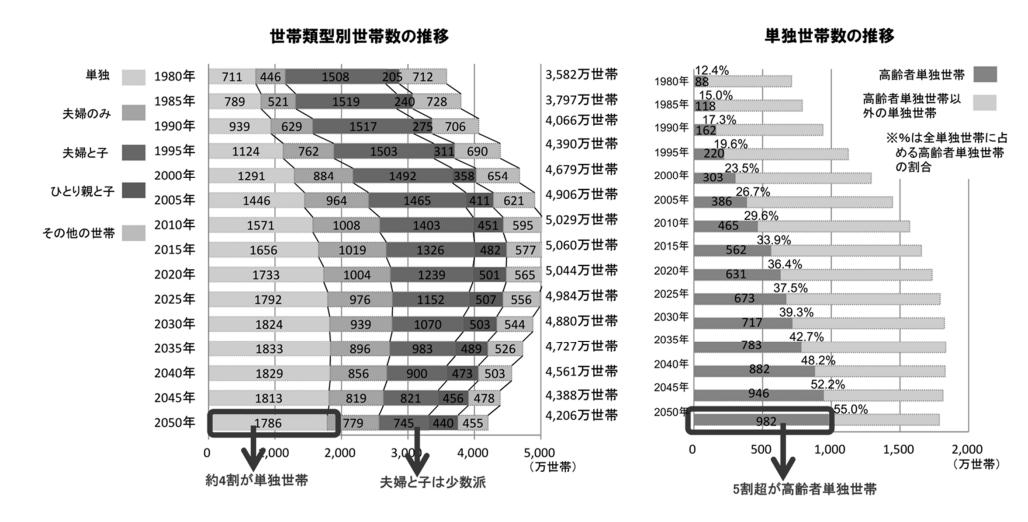
- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人(約25.5%)減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



(注1) 「生産年齢人口」は15~64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口 (注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合 (注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている (注4) 1950~1969、1971年は沖縄を含まない

世帯数の推移

○ これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が 約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。



居住地域・無居住地域の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 〇 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。

